

令和3年度学校保健委員会を開催しました

学校保健委員会とは、教職員、医療関係者である学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者（PTA 会長、副会長、保健環境委員）が委員となり、学校における健康問題について研究協議し、それを実践に向けて推進することを目的とした委員会活動です。

今年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面での開催となりました。委員会にて報告、協議された事項と挙げられた意見は以下のとおりです。挙げられた意見を基に、児童生徒の心身の健康や安全のためによりよい組織・環境作りに取り組んでいきます。

【協議事項】

- ・令和3年度 学校保健計画・学校安全計画について
- ・学校における新型コロナウイルス感染症対策について

【指導助言事項】

- ・今年度の定期健康診断結果より児童生徒の健康課題について

*協議事項で挙げられた意見について

本校の保健や安全に関する全体計画の他、使用している感染症対策に関するガイドラインの内容について御意見をいただきました。

学校安全計画・学校保健計画について

- ・密集、密接になりやすい行事は感染症の流行状況等からその都度判断すると良い。（内科医）
→上記以外に特に意見はなかったため、来年度も同様に計画し実施していく。

学校における新型コロナウイルス感染症対策について

- ・ガイドラインは適切である。（各校医・学校薬剤師）
- ・授業中の窓は全開放でなくて良いが、窓を少しだけ開けて空気の流れを止めないで欲しい。（学校薬剤師）
- ・県の警戒レベル、本校のレベルとあり、できれば「レベル」でない呼び方だとありがたいが、定着しているので難しい気もする。（本校職員）
- ・日々状況が変わっており、対策を考えている間に次の指針が出されることもある。常にアンテナを広げて情報の共有ができればとよい。（本校職員）

★別室対応に使用している和室のゾーニング（汚染区域と清潔区域にわけること）について

- ・仕切られていて、換気に注意して使用すれば可。（各校医・学校薬剤師）

★抗原検査キットの導入について（現在、本校では保管していません。）

- ・偽陰性もあり得るので医療機関受診を第一にしてほしい。（内科医）
- ・医療機関に任せるべきだと考える。（眼科医）
- ・栃木県は検査体制が充実しているのでキットがなくても良いと思う。（神経科）
- ・他校では速やかに医療機関受診ができない時に使用するそう。すぐに診察してもらえるならキットは必要ない。（学校薬剤師）

★自身がコロナに感染し、濃厚接触者の同居家族がその健康観察期間内に発症した場合、自身の療養期間は発症後10日かつ軽快後3日のままでよいか。また、期間を空けて、一度感染した者が濃厚接触者となった場合、抗体はないものとして考えてよいか。

- ・自身が感染し家族が発症した場合の療養期間は「発症後10日かつ軽快後3日」で可。（各校医）
- ・一度感染すると3～6ヶ月抗体は残ると考えられている。しかし抗体はあっても感染しないわけではないので濃厚接触者になった場合は通常通りの「7日間」の療養期間は必要。（内科医）

たくさんの御意見をいただきました。ありがとうございます。（一部抜粋）

学校保健委員会委員長より

2年続けての書面開催となり、対面ほどの活発な意見交換ができなかったことを残念に思います。来年度は2月の開催時期にこだわらず感染状況を見て対面（またはリモート）での開催をしたいと思っています。

本通信を見ていただき、その内容やその他学校保健に関する何かお気づきの点があれば学校までお問い合わせください。

今回、掲載しきれなかった情報（医療機関情報等）は今後ほけんだより等を活用し、情報をお伝えしていきます。また、学校保健委員会で取り上げて欲しいテーマも随時募集していますので御意見お待ちしております。

